資料5

令和元年 10 月 15 日 (火) 草津市都市再生本部会議資料

要求水準書 (修正箇所)

【資料一覧】

○添付資料

資料番号	資料名称			
別紙1	整備計画地区域図			
別紙 2	インフラ整備状況参考図			
別紙 3	雨水排水区域図			
別紙 4	ボーリングデータ			
別紙 5	道路付替設計図書【平面計画図(案)】			
別紙 6	飛込プール参考図			
別紙 7	既設農業用水参考図			

○添付資料のうち、入札公告時に示すもの

資料番号	資料名称			
別紙●	用途地域の変更計画図			
別紙●	汚水区画割図			
別紙●	造成設計図書			
別紙●	道路付替設計図書(平面計画図を除く。)			
別紙●	器具・備品リスト			
別紙●	関係部署 指示・協議事項一覧			

○配布資料 (希望する者にデータを配布する。)

資料番号	資料名称		
資料1	野村公園体育館設計成果		
資料 2	地質調査成果		
資料 3	測量調査成果		

削除: 参加資格者のうち、

(2) 施設整備の概要

ア 施設構成

(7) 基本的な施設構成については、次のとおりとする。

区分			概要	
77/14	プール棟	プール施設	 ○屋内 50mプール 水深 0m~3.0m (可動床・可動壁を整備すると。) ○飛込兼用屋内 25mプール 水深 0m~5.0m (可動床を整備すること。) ※飛込プールと屋内 25mプールをそれぞれ単独整備することも可とする。 ○関連諸室等 選手控室、会議室、医務室、器具庫等 	
		付属施設	飛込ドライランド、トレーニングルーム、 スタジオ、キッズスペース 等	
		管理•	受付・事務室、応接室、中央監視室、設備室、	
		共用施設	倉庫、授乳室 等	
			延床面積合計 13,500 m²程度	
外構			駐車場、駐輪場 等	
自由提案施設			事業者の任意の提案により、事業者の負担において 整備する施設	

- (イ) 整備計画地内に整備できるプール棟の建築面積は8,500 ㎡以内とする。
- (ウ) プール棟以外の建築物の建築面積は 700 ㎡以内とする。
- (エ) 自由提案施設をプール棟内に整備する場合は本施設に含む。

イ 自由提案施設

- (7) 事業者の任意の提案により実施する自由提案事業に伴う自由提案施設の整備、 運営・維持管理は、全て事業者の負担において実施すること。なお、当該施 設において実施される自由提案事業で得られる収入については、全て事業者 の収入とする。自由提案事業の詳細については、「第 5-3-(12) 自由提案事 業」を参照すること。
- (イ) 本事業の基本方針と合致し、整備計画地内に整備することにより、利用者の 利用促進や利便性向上、市の財政負担の軽減に寄与するとともに、本事業の 事業計画に過度の影響を与えない施設とすること。
- (ウ) 原則として、整備計画地内にプール棟とは別に整備することとし、本事業終 了時には容易に解体・撤去できる構造とすること。ただし、プール棟内に整 備する場合は、プール棟の所有権移転と同時に自由提案施設の所有権も無償

削除: 本施設

2 施設計画

(1) 建築計画

ア 配置・外部動線

- (7) 都市公園に立地することに十分配慮すること。
- (4) 造成地盤は施設の利便性、安全性等を踏まえた施設配置およびアプローチ動線計画とすること。<u>なお、造成地盤の高さについては、「別紙● 造成設計図書」を参考とし、当該造成地盤高を上限として、事業区域西側の県道下笠大路井線の歩行者等への圧迫感を最小限とする提案を行うこと。</u>
- (ウ) 外部動線は「別紙● 道路付替設計図書」を参考に計画すること。なお、整備計画地への乗入れ部について、事業者の提案に応じて位置を変更することは差し支えないが、関係機関と協議を行い、車両の進入出時における交通の安全性に配慮した位置とすること。また、プール整備計画地に設ける乗入れ部は、1 路線につき 1 か所とし、駐車場整備計画地に設ける乗入れ部は市道西大路 4 号線に 1 か所とすること。ただし、プール整備計画地の南側路線からの乗入れは不可とする。
- (エ) プール棟等の出入口の位置およびその数は事業者の提案とするが、駐車場等との位置関係、動線に十分配慮すること。
- (オ) 一般車両と業務用車両との動線交差に配慮すること。
- (カ) 徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車および自動車での来訪を考慮し、 利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離による歩行者の安全性を確保 すること。
- (キ) エントランス付近にはピロティや庇等を適切に配置し、降雨時等でもアプローチしやすい計画とするとともに、利用者の滞留にも配慮すること。
- (1) プール棟等にスムーズに出入りできるよう、送迎バス等の停車位置に配慮すること。
- (ケ) 緊急車両の動線や寄り付きに配慮すること。
- (3) 事業区域は住宅地に隣接していることから、周辺への影響を最小限にとどめるよう、利用者動線等に配慮すること。

イ 平面・内部動線

- (7) 空間構成は、初めて訪れる人にとっても容易に理解できるよう、明快にする こと
- (4) 様々な用途に対応することができる機能的な平面計画とし、運営しやすい計画とすること。
- (ウ) 大会時等は、観客、大会等関係者、一般利用者等の動線を明確に区分すること。
- (エ) 外部からプールサイドに直接出入りできる管理用の搬入・搬出口を、1 か所以上設置すること。

削除: ただし

- (オ) ドライゾーンとウェットゾーンを明確に区分すること。
- (h) 大会関係者等のため、ドライゾーンからプールサイドに出入りできる動線を 確保すること。
- (キ) 各諸室は、大会時等以外においてもニーズの変化や様々な用途に対応可能な 工夫を凝らしたフレキシビリティの高い計画とすること。
- (ク) 大会等の規模に応じた仮設席の増設等に配慮すること。
- (ケ) 点検・清掃等の維持管理や将来的な修繕・更新を行いやすい計画とすること。
- (3) プール棟内は禁煙とすること(喫煙室の設置も不可)。なお、屋外に喫煙スペースを設置する場合は、外部から見えにくい位置とするとともに、主要な出入口、利用者の動線や住宅地からも離れた位置とする等、受動喫煙を防止するための適切な措置を講じること。

ウ 景観

- (7) 歴史や文化、風土等の地域特性に配慮すること。
- (4) 「草津市景観形成ガイドライン」に基づき、周辺景観と調和するよう、外観・色彩等に配慮すること。周辺景観との調和については、「資料1 野村公園体育館設計成果」を参考とすること。
- (ウ) 周辺景観に配慮した緑化に努めること。
- (エ) 景観アドバイザー制度を活用し、学識経験者の意見について積極的に取り入れること。
- (オ) 周辺からの本施設の見え方やボリュームに配慮し、圧迫感のない計画とすること。
- (h) 屋上機器スペース等は目隠しフェンスを設置する等、外部からの見え方に配慮すること。

工 環境

- (7) 環境負荷およびライフサイクルコスト等の低減に寄与できるものとすること。
- (4) 太陽光パネルや雨水等の自然エネルギーの積極的な利用により、省エネルギーおよび省資源の実現を図ること。なお、利用に当たっては、ライフサイクルコストを把握し、コストメリットを考慮すること。
- (ウ) 再生資源を活用した建材や再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与できるものとすること。
- (エ) オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止等に努めること。
- (オ) 周辺施設や周辺住民等へ影響を与えるおそれのある騒音・振動、風害および 光害等の軽減を踏まえた適切な施設計画により、生活環境の静粛性の保持に 努めること。
- (カ) <u>プール整備計画地の北側に移転が予定されている草津警察署への視線等に配</u> 慮した計画とすること。

キ 情報化

- (7) 電源設備は、通信・情報システムに影響を与えることなく、確実に機能する ために、保守性および安全性が確保されたものとすること。
- (イ) 通信・情報システムは将来の更新に対応できるものとすること。
- (ウ) デジタル化を念頭に IoT等の情報通信技術 (ICT) について、将来的な技術革新を見据え、サービスの向上やコスト削減等の観点から、積極的な導入に努めること。なお、導入後はセキュリティ対策や定期的な更新を行うこと。

(3) 各施設・各諸室計画

ア 共通事項

- (7) 各諸室の天井高は、利用に支障のないよう、適切な高さを確保すること。
- (4) 各諸室は、必ずしも専用の個室として整備する必要はないが、大会等の運営 に支障のないよう、必要な機能を備えること。また、通常時の有効な利用方 法について提案を行うこと。
- (f) 使用用途に応じて室の出入口は2か所以上とすること。また、扉は引き戸を 原則とし、ドアクローザはストップ装置付きとすること。

イ プール施設

室名・項目	要求水準
1) 屋内	(ア)プールサイズは長さ 50.02m、幅 25.02mとし、プールを分割
50mプール	利用するための可動壁を設置すること。
	(イ)長辺方向については、レーンの幅 2.5mを確保し、レーン数を
	8 レーン以上で、公称 50m国内基準競泳プール(種別:国内一
	般プール・AA)以上の公認を取得すること。
	(ウ)分割した 25mプールについては、レーンの幅 2.0m~2.5mを
	確保し、同時に遊泳可能な 16 レーン以上で、公称 25m国内基
	準競泳プール(種別:国内一般プール・AA)以上(2 面)の公
	認を取得すること。
	(エ)水深 0m~3.0mに変更可能な可動床を設置すること。なお、想
	定される利用形態に合わせた水深調整があらかじめ設定された
	プリセットパターンを用意し、ボタン操作一つで容易に水深の
	変更操作を行えるものとし、かつ 10cm 単位以下で手動による
	無段階調整を行えるものとすること。
	(オ)スタート台とターンボード(取り外し式)を設置すること。
	(カ) 高齢者や身体障害者等の入水に配慮するため、移動式の簡易階
	段等を備えること。
	(キ)天井の梁等の形状、照明器具の配列等をレーン方向に変更する
	等、選手の心理的側面にも十分に配慮した計画とすること。

削除: システム

室名·項目	要求水準				
5) 中央監視室	(7)設備機器の運転監視、防災監視、ITV監視、機械警備等の主				
	制御装置を設けること。				
	(イ)事務室内に設置または事務室に隣接すること。				
	(ウ)収納スペース等を確保すること。				
	(エ)流し台を設置すること。				
	(オ)提案する運営・維持管理体制に対応した、事務室、監視員室等				
	との制御装置の割り当てを行うこと。				
6) 設備室	(ア)メンテナンスや将来的な更新等を踏まえて、十分なスペースを				
	確保すること。				
7) 倉庫	(7) 備品を十分に収納できるスペースを確保すること。				
	(4)利用しやすい位置に分散配置すること。				
8) 風除室	(ア)出入口はスライド式自動ドアとすること。				
9) ロビー	(ア)大会時等の集中利用時においても安全性を維持できる広さとす				
	ること。				
	(イ)本施設を案内する案内板、およびイベントの状況等を掲示する				
	掲示板を見やすい場所に設置すること。				
	(ウ)明るく開放的な空間とし、休憩スペースとしても機能するよ				
	う、ベンチ、水飲み設備等を設置すること。				
	(エ)公衆電話を1台以上設置すること。				
	(オ)血圧計や体組成計等の健康測定器具を備えた健康づくりスペー				
	スを設置し、『草津市「くさつ健幸ステーション」推進事業実				
	<u>施ガイドライン』に登録</u> すること。				
	(カ) P R 等を行う展示スペース(ショーケース)を設置すること。				
10) トイレ	(ア)大会時等の集中利用時においても適切に機能する規模、数を各				
	階に設置すること。特に女性用トイレの混雑に配慮した計画と				
	すること。				
	(4)ベビーチェアや幼児用トイレを設置する等、乳幼児の利用に配				
	慮すること。				
44) 6 1144	(ウ)車いす使用者にも配慮した個室の設置について検討すること。				
11) 多目的	(7) 各階に2か所以上、トイレと隣接した場所に設置すること。				
トイレ	(イ)1か所以上はオストメイト対応とすること。				
	(ウ) 各階に 1 か所以上はおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。				
12) 授乳室	(ア)『草津市「赤ちゃんの駅」推進事業実施ガイドライン』におけ				
14/ 汉孔至	(1) 『早年巾「赤らやんの駅」推進事業夫施ガイトフィン』におりる登録基準を満たすとともに、登録申請を行うこと。				
	の登録基準を個にすることに、登録申請を行うこと。 (4)利用者のプライバシーに配慮した計画とすること。				
	(が)おむつ交換台を設置すること。				
	マククイ型とノス沢口で以直りること。				

イ 事前広報、利用受付業務

- (7) 事前広報活動
 - a 事業者は、供用開始直後から各種大会・イベント等が開催できるよう、十分な広報活動を行うこと。
 - b 開業の 6 カ月前までに本施設のパンフレット等およびWebサイトを作成 し、市の広報物やその他各種媒体への情報提供を行う等、施設の広報・宣 伝活動を行うこと。
 - c その他広報活動に関する事項については、「第5-3-(3) 広報・情報発信業務」 に準じることとする。
- (イ) 開業前の利用受付

事業者は、供用開始直後から利用者への供用が開始できるよう、「第5-3-(2) 利用受付業務」に準じて供用開始前から利用受付業務を実施すること。なお、これによらない方法による利用受付が必要になる場合には、暫定的に独自の受付方法を構築し、開業後の業務に支障のないようにすること。

ウ 施設予約システム整備業務

- (7) 事業者が作成するWebサイトを通して登録・予約ができるよう、「施設予約システム」を整備し、事業期間にわたって維持管理および運用を行うこと。
- (4) 施設の空き状況の確認から予約の完了まで、利用者等に分かりやすく操作しやすいシステムとすること。
- (f) 利用者等が施設予約システムを通じて予約を行う際には、利用者等に対し、 利用料金の支払方法等をわかりやすく提示すること。
- (エ) 登録および予約について、常にシステムを適切に管理し、誤作動や遅延等が 発生しないようにすること。

エ 開館式典および内覧会等実施業務

- (7) 市が開催する開館式典および内覧会
 - a 市は、供用開始前に開館記念式典および内覧会の開催、一定規模の競技大会形式によるリハーサルを実施する予定である。事業者は、当該式典等を企画提案し、市と協議の上で実施内容等を決定すること。なお、競技大会形式によるリハーサルの詳細については、事業者決定後、市および競技者関係団体と協議の上、実施内容を決定する。
 - b 事業者は当該式典等の開催準備や当日の運営・後片付け等を行うこと。な お、当該式典等の招待者の選定や案内は市が実施する。
- (イ) 開館記念イベント

事業者は、上記開館記念式典および内覧会に引き続き、県民、市民等への本施設の周知や利用促進のため開館記念イベントを開催すること。イベントの詳細については、事業者決定後、市および競技者関係団体と協議の上、実施内容を決定する。その他、事業者からの提案も可とする。

削除: を

削除: によるものとし、市と協議の上決定する。

第5 運営・維持管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的な考え方

ア 基本方針との整合

事業者は、「第1-3 基本方針」に沿うよう、本施設を運営・維持管理すること。

イ 指定管理者制度の導入

市は、本施設を公の施設とし、指定管理者制度を導入して運営・維持管理を行う。

本施設の設置、管理および指定管理者に関する事項については、「草津市都市公園条例」および同条例施行規則に定める予定である。

事業者は、本施設の指定管理者として、「地方自治法」第244条の2第3項から第11項および同法第244条の4の規定を承知した上、「草津市都市公園条例」を遵守して業務を遂行しなければならない。

(2) 業務対象

運営・維持管理業務の対象となる施設は、本施設(「第 2-1-(2) 施設整備の概要」参照)とする。

なお、「都市公園法」および関係法令等を遵守すること。

(3) 運営·維持管理業務期間

令和5年8月1日~令和20年3月末日(14年8か月)

- ・第1期: 令和5年8月1日~令和7年3月末日 (国スポ・障スポが終了する年度末まで)
- ・第2期:令和7年4月1日~令和20年3月末日

(4) 業務範囲

事業者の運営・維持管理業務の範囲は、「第 1-5-(3) 運営・維持管理業務」のとおりとする。

(5) 施設の開館日等

ア 開館日

毎年12月29日から翌年1月3日までを除き、原則開館日とする。ただし、定期点検日として、月1回の休館期間を設けることができ、事業者の提案により休館日を設けることも可とする。

なお、定期点検等による休館日は、事前に市と事業者が協議して決定する。

イ 開館時間

開館時間は、午前9時から午後9時までを予定している。

なお、事業者は、市の承諾を得て上記の設定時間を超えて開館することができ

る。

(6) 利用形態

本施設の利用形態は、基本的に次のとおりとする。

ただし、利用者に受け入れられやすいことを前提に、時間帯による区分、季節による区分、年齢層による区分<u>平日・土日祝の区分</u><u>入場料徴収の有無等による区分</u>、アマチュアスポーツの利用とそれ以外の利用による区分等、事業者による更なる細分化等の提案を認める。

ア 利用形態の概要

- (7) 一般利用(個人・団体)
 - a 低廉な料金体系を前提とする県民、市民の生涯スポーツや健康づくりのための利用であり、「個人利用」と「団体利用」からなる。
 - b 個人利用とは、個人利用者が当日の利用受付により、競技の練習や健康づくり等の目的で本施設の一般利用可能範囲を自由に利用できる利用形態である。
 - c 団体利用とは、各種団体等の利用者が当日の利用受付や事前の予約受付により、競技の練習、合宿等の目的で本施設の一定範囲を自由に利用できる利用形態である。
- (1) 大会等専用利用

各種団体等の利用者が大会等の目的で本施設の全部または一部を一定期間利用できる利用形態である。

(ウ) 事業者専用利用

事業者が本施設の全部または一部を利用して、スポーツ教室開催および自由 提案事業を行うことができる利用形態である。

ア 利用料金の設定

(7) 事業者は、<u>下表の利用料金の考え方に基づくほか、</u>県民、市民および各種団体が気軽に本施設を利用できることに配慮しつつ、施設の整備水準、近隣類似施設等の利用状況、等も勘案し、利用形態にあわせた利用料金の金額を提案すること。

ただし、本施設が県立スイミングセンターの代替機能を担い、広く県民の利用に供する<u>ものである</u>ため、<u>市民と市民以外の県民との区分による料金の差は設けないこと。</u>

削除: および年齢層や障害の有無による属性料金の 設置状況、入場料の徴収の有無…

削除:全ての県民が、同額の料金により利用できることとする。…

【利用料金の考え方】

○ 個人利用

	<u>区分</u>	
	(年齢層、時間帯、季節、平日・土日祝、	上限額(税込)
	入場料徴収の有無、アマチュアスポーツの	1人1回
	利用とそれ以外等)	
屋内50mプール		
飛込兼用屋内25mプール	古业业日内1~1~1~1	
トレーニングルーム	事業者提案に委ねる。	
<u>スタジオ</u>		

- 1 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する 者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。) が個人利用する場合は、5割に相当する額とする。
- 2 65歳以上の者が個人利用する場合は、5割に相当する額とする。

○ 団体利用、大会等専用利用、事業者専用利用

			区分 (年齢層、時間帯、季節、平日・土日祝、 入場料徴収の有無、アマチュアスポーツの 利用とそれ以外等)	上限額(税込) 1時間当たり
①屋内 50m プール	50m プール 25m プール	全面 1コース 全面 1コース		
②飛込 兼用屋 内 2 5 mプー ル	25m プール 飛込 プール	<u>全面</u> 1コース <u>全面</u>	事業者提案に委ねる。	

③会議室

④飛込ドライランド

⑤トレーニングルーム

⑥スタジオ

- 1 県外居住者が利用する場合は、5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童ま たは生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に利用する場合は、5割に 相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもっ てアマチュアスポーツ以外の利用を行うときは、入場料等を徴収する場合と みなす。
- (4) 利用料金の金額については、事業者の提案に基づき、市が条例で金額の範囲を定める。事業者は、本事業において料金の徴収を想定する全ての項目(諸室、大型映像装置、貸出設備、器具・備品等)について提案を行うこと。また、広告スペース等の設置を提案する場合は、広告収入についても提案すること。
- (ウ) 事業者は、施設の有効利用・利用促進、利用者の利便性の向上、公共性等を 考慮し、各種の割引料金を提案することができることとする。ただし、入会 金等を徴収し、一定期間、無制限で施設を利用できるような利用形態の導入 は認めない。
- (エ) 市民のスポーツ推進および施設の利用促進を目的として、市が優待制度を設ける場合がある。なお、その場合の利用料金相当分については市が実費にて負担する。

イ 利用料金の取扱い

- (7) 事業者が、利用料金の徴収および出納業務を行い、徴収した利用料金は事業者の収入とする。ただし、第1期運営・維持管理期間については、徴収した利用料金は市の収入とし、事業者は市への入金業務を行う。
- (イ) 利用料金については、事業者が、市が条例に定める金額の範囲内で変更する ことができる。利用料金の変更に当たっては、事前に市の承諾を得た上、利 用者への充分な周知期間を確保した後、改定料金を適用すること。また、物 価の変動、近隣類似施設の動向を考慮し、市と協議の上、利用料金の変更を 提案することができる。その提案を受け、市は、利用料金の変更について検 討する。

削除:⟨♯⟩利用料金の区分については、時間帯および、季節および年齢層等に応じた設定を行うことができることとする。.

3 運営業務

(1) 業務方針

次の事項を業務方針として運営業務を実施すること。

- (7) 本施設は、県立スイミングセンターの代替機能を担うプールであり、かつ、 市立施設であることに留意し、県民、市民に適切なサービスを提供するとと もに、快適な利用環境を確保すること。
- (4) 特定の団体等に有利または不利になることがないよう、利用者の平等な利用を確保すること。
- (ウ) 事故防止、安全管理には、特段の注意義務をもって当たること。
- (エ) 利用者等の意見および要望を把握し、運営業務に反映させるように努めること。
- (オ) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (か) 新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進するため、YMITアリーナ (くさつシティアリーナ) 等の周辺施設、関係団体等と積極的に連携を行うこと。
- (キ) 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。

(2) 利用受付業務

ア 共通事項

- (7) 利用受付の主な業務は、利用区分に応じた利用者の受付に関する業務、利用 者の決定に関する業務、利用料金徴収に関する業務である。
- (4) 利用者はもとより、電話等による各種問い合わせに対しても丁寧かつ適切な 対応を行うこと。利用者等から意見、要望等を受け付けた場合は、速やかに その内容を検討し、迅速に対応した上、その記録を残すこと。 なお、事業者が指定管理者として対応すべき範囲を超える内容の場合は、速
 - なお、事業者が指定管理者として対応すべき範囲を超える内容の場合は、速 やかに市に報告し、その指示・判断に従うこと。
- (ウ) 利用者のニーズをはじめとする情報や、収入の状況等について多様なデータの収集・管理が行えるシステムを導入し、データの把握、整理、分析を行い、業務報告書において市に報告すること。また、デジタル化を念頭に、IoT等の情報通信技術(ICT)を活用したネットワーク上での混雑状況の把握や予約等を可能とすること。なお、導入後はセキュリティ対策や定期的な更新を行うこと。

イ 利用者の受付に関する業務

- (7) 一般利用(個人)に関する業務
 - a 当日来場する利用者の入場の効率化と利便性向上を図ること。
 - b 受付付近に掲示板等を設置し、施設の利用方法、料金体系、当日のイベントや実施プログラム等の情報を利用者に対して分かりやすく提供すること。
 - c 受付では、入退場者の確認、利用料金の徴収および施設機能の案内等を行

- a 常に利用者が安全に利用できるような状態を保つこと。
- b アイドリングストップの啓発に努めること。
- (ウ) 事故等への対応
 - a 放置物、放置車両、不審物等を発見した場合は、適切に処置し、事故等の 未然防止に努めること。
 - b 入出庫車による事故・トラブルが発生した場合には、速やかに警察等の関係機関に連絡するとともに、市に報告すること。また、事故・トラブルの発生状況、内容、対応処置等について、業務報告書に記録すること。
- (エ) 大会時等における駐車場・駐輪場の運営業務
 - a 事業者は、大会時等には、主催者に対し、駐車場・駐輪場の全部または一部を専用利用させることができる。ただし、大会等期間中に一般利用者を受け入れる場合は、利用スペースを一定規模確保するよう、事前に主催者と調整すること。
 - b 大会時等の駐車場・駐輪場の利用に係る車両誘導や警備等に係る手配および費用は主催者の負担とし、事業者は、「駐車場・駐輪場管理規程」において、大会時等の駐車場・駐輪場の全部または一部の専用利用に当たっての、事業者と主催者の役割分担等を定めること。
 - c 大会時等において駐車場・駐輪場が不足することが想定される場合は、主 催者の求めに応じて、事業者は周辺施設の管理者および関係者と協議する こと。
 - d 大会時等において周辺道路の交通混雑等の発生が予想される場合は、主催者に対し、利用者等に対する公共交通機関の利用を促すように要請する等、 交通混雑や周辺住民等への迷惑の発生を防止するように指導すること。

ウ 駐車料金徴収に関する業務

本施設の駐車場は有料とするが、駐輪場は無料とする。

事業者は、周辺の公共施設や一般駐車場の駐車料金を勘案し、適正な駐車料金の提案を行うこと。

駐車場を除く本施設の利用者に対して、1回の施設利用につき駐車料金割引を 行うことを予定しているが、その割引料金等の設定については事業者の提案によ るものとする。

- (7) 駐車料金の徴収
 - a 入出庫ゲートにより駐車券の発券・回収、料金の徴収に対応すること。
 - b 発券機からの現金の回収やつり銭の補充を適宜行い、利用者の利便性を損 ねないように管理すること。
- (イ) 経理処理
 - a 現金は紛失等の事故が発生しないように慎重に扱い、基本的には金融機関 に速やかに預けるとともに、やむを得ず事務室で保管する場合には、安全 な方法により保管すること。

削除: 市は、

ること。

- (7) 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針および方策が明確になって おり、適切に機能していること。
- (イ) 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- (4) 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

2 事業者の経営等に関する報告

事業者は、次に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。

(1) 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後 7 日 (閉庁日を含む。ただし、期限日が閉庁日の場合はその翌日とする。以下同じ。) 以内に市に提出すること。また、定款に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の定款の写しを市に提出すること。

(2) 株主名簿の写し

事業者は、「会社法」第121条に定める自らの株主名簿の写しを、事業契約の締結後7日以内に市に提出すること。また、株主名簿に記載または記録されている事項に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の株主名簿の写しを市に提出すること。

(3) 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後 7 日以内に市に提出すること。また、本事業に係る実施体制に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の実施体制図を市に提出すること。

(4) 事業者が締結する契約または覚書等

ア 契約または覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、市以外を相手方として自ら締結し、または締結する予定の契約または覚書等の一覧(事業者または構成員、協力企業もしくはその他企業が締結する保険の一覧も含む。)を、事業契約の締結後7日以内に市に提出すること。また、締結し、または締結する予定の契約または覚書等に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の一覧を市に提出すること。

イ 契約または覚書等

事業者は、市以外の者を相手方として契約または覚書等を締結する場合(事業者または構成員もしくは協力企業が保険契約を締結する場合も含む。)には、契約締結日の14日前までおよび契約締結後14日以内に、当該契約書類または覚書等の写しを市に提出すること。また、当該契約書類および覚書等の内容を変更する場合には、契約変更日の14日前までおよび契約変更後14日以内に、変更後の

削除: もしくは